

岩手地方最低賃金審議会第5回専門部会議事要旨

岩手労働局

令和7年8月27日午前9時58分～午後5時48分

○ 主な審議事項 公開・非公開 1 全国の審議状況について 2 金額審議 3 その他	出席状況	公益	3 / 3
		労側	3 / 3
		使側	3 / 3
○ 審議要旨 1 全国の審議状況について 事務局より、全国の審議状況について情報提供された。 2 金額審議 労使の主張に対する審議が進められ、労働者代表委員及び使用者代表委員から金額提示がなされたが、これ以上の歩み寄りは困難となり、使用者代表委員から、公益委員案提示の提案がなされ、労働者代表委員もこれを了承した。 また、答申書の本文の中に、生産性向上の支援や価格転嫁対策の取組強化などについて、政府だけでなく、岩手県に対する要望を付け加えることで労使とも承諾した。 その後、公益委員案が提示され、採決が行われた。 【公益委員案】 提示案1「現行の岩手県最低賃金時間額 952 円を 79 円引き上げ 1,031 円（引き上げ率 8.3%）とする。」 提示案2「岩手県最低賃金の発効日を令和7年12月1日の指定発効とする。」 【採決結果】 提示案1については、賛成5（公＋労）、反対0（使側全員退席）、提示案2についても、賛成5（公＋労）、反対0（使側全員退席）となった。提示案1及び2の結果については、本審会長へ報告することとした。 3 その他 なし。			